

49. 美浜町

2012年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

社会保障と税の一体改革の名のもとに、消費税の大増税と社会保障制度改革推進法により「自助、共助」を基本に「施し」としての「公助」に限定する、また国民の社会保険料負担の範囲内、あるいは消費税負担内の財源に限定するなど、憲法25条の「解釈改憲」として社会保障制度の根幹にかかる大改悪が進められようとしています。また、愛知県は、子どもや障がい者等の福祉医療制度の見直しの検討を始めています。地域住民のいのちと健康、くらしを守るために、以下の事項について積極的な改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

憲法、地方自治法の趣旨に沿って、町民生活の健全な安全のため、介護・福祉・医療などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

国の施策に準じて実施していきます。

③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付けへの見直し(最低基準の見直し)について、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。

地域主権改革関連法による事務事業の義務付け・枠付けの見直しについては、現行サービス水準を維持するため地域の実情に即した見直しを推進していきます。

★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

税の徴収業務は、基本的にそれぞれの自治体が自主的な徴収努力により実施するものですが、地方税法第41条第3項において、「道府県は、市町村が第1項の規定によって行う道府県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町村に対し、必要な援助をするものとする。」との規定があります。

滞納整理機構には、知多地域5市5町全参加しています。

徴収については、該当の方の実情にあわせ分納、減免にも応じています。

★【2】福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

現在の制度を存続の予定しています。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

H23.10から小3を中心3に拡大しています。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

H25.10から精神1・2級を対象に拡大予定

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

1人暮らし非課税者を対象とし、その他の人は対象としていません

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

法により所得に応じて10段階とし、町独自の制度は設けない。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

法のとおりの減免とし、町独自の制度は設けない。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

法のとおりの減免とし、町独自の制度は設けない。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

法のとおり運用している。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

国県の補助事業を利用する事業者がいれば、町として国県への補助申請を行う。

また、助成制度は考えていない。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

法定人数により職員を配置している。委託費については、包括にて予算要望書を提出してもらい適切に行っている。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

県等が主催する会議の他、知多南部2市4町共同により事業者間の連絡協議会及び従事者の資質の向上を図るため研修会を実施している。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

現行の施策を充分に活用し、実施していきたい。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

現行の施策を充分に活用し、実施していきたい。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

地域サロンは現在11箇所に設置されているが、設置初年度に必要とされる物品等現物給付や技術援助をし、立ち上げを支援している。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

今後、町営住宅の建て替え等を行う場合は、バリアフリーを前提に整備をしていきたい。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

配食サービスは昼食について一人当たり週5回以内で実施している。助成額については、1食150円とし、非課税世帯は350円を助成している。会食については、生きがいデイサービス、地域サロンにて実施している。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

要介護認定者で障害者認定と同レベル以上の者を対象としている。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

対象者に送付している。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

愛知県後期高齢者広域連合が実施しているハガキでお知らせしている

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

愛知県後期高齢者広域連合の要綱のとおり運用している。

3. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

契約している内容については、無料で受診できるよう助成している

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。

申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

就学援助は生活保護基準の1.3倍で対応しています。また、申請の受付は市町村窓口と学校のどちらでも対応しており、現在は民生委員の証明は必須ではありません。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

学校給食費の無料化については今のところ考えていません。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

県が実施する検査計画、出荷制限品目に注視し、県の指示、要請を忠実に厳守して安全な学校給食運営に努めます。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

避難所に指定しているのは主として小中学校であり、平常時の学校教育に影響を及ぼすような改修工事等は、現在予定していません。

女性の着替えや授乳等、プライバシー確保を可能とする間仕切り装備の整備を検討したいと考えています。

4. 国保の改善について

①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

県下、国民健康保険制度の広域化が進んでいるので反対は出来ない。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、

減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

保険税は平成20年度に6割・4割軽減を7割・5割・2割軽減とし、適用の拡充する改正を行いましたので、減免制度については現行どおりでご理解願いたい。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

保険税の対象外の考えは持っておりません。また、一般会計による減免も考えておりません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

現行どおりの減免制度の考え方であります。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

平成24年4月1日から減免の規定を改正し拡充したため現行の減免規定の適用を考えている。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

国民健康保険法の主旨に基づいて進めていきたいと考えている。福祉医療の該当者へは、短期の保険証を交付している。また、18歳の年度末までの子どもについても短期証を交付している。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

給付の制限はしていない。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。

現時点では短期証の交付で考えている。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

加入者への納付相談は実施する。無保険者の調査不可。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

減免等の取扱要綱を制定し、平成22年4月1日から施行している。制度周知については検討中である。

5. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

法に基づいて実施しており、無料は考えていない。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

原則として上限は定めているが、必要に応じて個別に対応している。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

近隣市町の状況を踏まえ、検討していきたい。

★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴

取をやめてください。

現時点では考えていない。

⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。

現時点においては、各施設に対する避難所としてのバリアフリー化は予定していませんが、財政面での問題、平常時の使い勝手等を考慮のうえ、今後検討することとなるものと考えます。

⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

小学校等の避難所に、福祉避難所としての機能を持たせることは、現在予定していませんが、昨年のこの時期には設置していなかった福祉避難所として、介護系2箇所、障害系5箇所を、災害時における要援護者の避難施設に関する協定の締結により設置しました。これらは、平常時においても介護系及び障害系の福祉施設として運営されている施設の協力を得たものですので、当該施設の能力及び施設について可能な範囲で要援護者対応をできるものあります。

今後も協定の締結施設が増となるよう、努力していきたいと考えています。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

災害時要援護者に関する情報は、個人情報保護との関係があり、美浜町以外の団体等との情報共有については難しい問題があります。本人の同意を得た場合には、情報の共有も可能ですから、本人の同意を得られるような機会を増やして行きたいと考えています。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

特定健診、歯周疾患検診については、無料。がん検診については、一部自己負担で集団方式により実施している。

②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

30歳代を対象に一部自己負担で実施している。

7. 予防接種について

★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

平成23年4月から実施している。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

高齢者肺炎球菌ワクチンの半額助成を平成23年10月から80歳以上を対象に、平成24年4月から70歳以上を対象に実施している。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

生活保護の申請があれば県に進達するが、支給決定は県が行っている。

②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やすしてください。

正規職員を増やす考えはありません。

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

現時点では考えていない。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①～⑧について、国に対して意見書・要望書を提出することは考えていません。

- ①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。
- ②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。
- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊娠婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。
- ⑧Hib、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 及び(2)について、県に対して意見書・要望書を提出することは考えていません。

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2) 県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

- イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。
- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。
- ⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。
- ⑥県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。
- ⑦厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①～④について、広域連合に対して意見書・要望書を提出することは考えていません。

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上